

写

28消安第2664号

平成28年9月23日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成28年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策については、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年9月9日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成27年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」（平成27年9月9日付け27消安第3111号農林水産省消費・安全局長通知）により、これまでも飼養衛生管理基準の遵守状況の調査、野鳥を含めた野生動物の侵入防止対策の徹底等をお願いしてきたところです。

このような生産現場における侵入防止対策の徹底により、昨年度以降、我が国の家きん飼養農場においては幸いにして本病の発生はありませんが、中国等においては引き続き家きんにおいて本病が発生しているほか、野鳥については、本年6月にロシアのモンゴルとの国境付近において、アオサギ等の水鳥からH5亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスが、8月に米国アラスカ州においてマガモからH5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルスがそれぞれ確認されているところです。

また、昨年9月の「平成26年度冬期における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」において、「ウイルスが北方の渡り鳥の営巣地や中継地に持ち込まれ、これらの地域でウイルスが維持された場合、シベリアなどから東アジア地域に飛来する渡り鳥はもちろんのこと、北米地域の渡り鳥とアラスカなどで接触する可能性のある渡り鳥が、越冬のために日本へ飛来することによって、新たにウイルスが持ち込まれる可能性は否定できない。」とされており、米国アラスカ州等で渡り鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されている状況をみると、今秋以降も、引き続き厳重な警戒が必要と考えられます。

つきましては、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、特に下記の事項に留意の上、家きんの飼養農場での本病ウイルスの侵入防止対策及び万一の発生時に備えたまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1 発生予防対策

(1) 家きんの飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底

家畜防疫員は、管轄の家きん飼養農場に対し、防疫指針第2の2の(2)の①により、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第51条の規定に基づく立入検査によって、同法第12条の3の飼養衛生管理基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。特に、長期にわたって立入りに応じない所有者に対しては、罰則の適用を含めて厳格に対処すること。

また、指導の実施状況について、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（その詳細な内容及び報告の方法は、別紙1のとおりとする）。

なお、本年4月1日以降に既に立入検査が実施され、別紙1の3の確認が終了した農場については、当該確認結果をもって、防疫指針第2の2の(2)の①の立入検査に代えることができるものとする。ただし、既に確認が終了し、報告期限までに再度の立入検査の予定がない農場に対しては、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

(2) 野鳥、ねずみ等の野生動物対策

これまでの研究によって、野鳥、ねずみ、猫、イタチ等の野生動物がウイルス伝播に関与していることが指摘されており、これらが、家きん飼養農家の目に触れない夜間に農場へ頻繁に出入りしていることも明らかになっている。これらの研究成果を踏まえ、(1)の立入検査に当たっては、野生動物を誘引する環境を作らないよう指導するとともに、防鳥ネット等の破損や、鶏舎の屋根と壁の間など、小型の野生動物が侵入しうる隙間がないか、普段見落としがちな侵入経路も改めて詳細に点検し、必要に応じて修繕等を行うよう指導すること。なお、池などの野鳥生息地の近くや、野生動物の生息しやすい環境にある農場に対しては、家きん飼養農家自らが定期的に農場等の点検を行うよう指導するとともに、重点的な監視を行うこと。

(3) 野鳥のサーベイランスの実施

別添のとおり環境省から野鳥のサーベイランスの協力依頼があったことを踏まえ、引き続き、防疫指針第3の5の(2)に基づき、自然環境部局と相互に連絡、適切に分担して野鳥のサーベイランス検査を実施するとともに、野鳥等において本病ウイルスが確認された場合には、防疫指針第3の5の(1)に基づき、周辺農場に対し、必要に応じ立入検査を実施するほか、注意喚起及び家きんの健康観察の徹底を指導すること。

2 まん延防止対策

(1) 早期通報の再徹底

本病のまん延防止には、家きんの所有者や獣医師等が異常家きんを発見した際に、迅速に家畜保健衛生所に通報することが最も重要である。したがって、家きんの所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について改めて周知徹底するとともに、当該症状を呈している家きんを発見したときは、遅滞なく、当該家きん又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう、再度指導を徹底すること。また、本病にかかった家きんの死亡羽数の増加が比較的緩やかな場合もあることを踏まえ、死亡率のみではなく、家きんの所有者等が当該症状を早期に発見することができるよう、日頃から飼養する家きんの健康観察を入念に行うこと等についても改めて指導すること。

(2) 的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認

家きんの所有者等から上記(1)の通報を受けた場合には、速やかに、防疫指針第4に基づく対応を的確に実施すること。また、万一の本病の発生に備え、県内の畜産主務部局以外の部局との調整を図るとともに、防疫指針第2の2の(8)に基づき、近隣都道府県、市町村、関係機関及び関係団体との連携体制を改めて確認すること。また、防疫指針第2の2の(10)及び第4の7に基づき、発生時の精神的及び身体的ストレスへのケアのための対応や、食鳥処理場における本病発生時の対応について、公衆衛生部局等との連携体制も改めて確認すること。

(3) 本病の発生に対する必要な人員及び防疫資材等の確保

本病が発生した場合、速やかに防疫措置が執られるように、都道府県は防疫指針第2の2の(7)に基づき、本病が発生した場合に必要な人員を確保すること。動員計画を作成していない県は、直ちに作成し、既に動員計画を作成している県においても、農場の規模を多段階に分けて想定した実効性のある動員計画を作成すること。また、人員の確保のために、関係市町村、関係団体等と調整を行うこと。

万一の発生に備え、防疫資材、検査試薬等を必要量確保し、それらの緊急時における円滑な供給について、調達先の確認と調整を行うこと。

また、防疫指針第2の2の(11)の規定に基づき、本病発生時の防疫措置に伴い必要となる埋却地、焼却施設等の確保のための調整を行うこと。

(4) 低病原性鳥インフルエンザの監視体制の強化

低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、フランス等海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。このため、防疫指針第3の2の強化モニタリングについて、環境省の公表する渡り鳥の飛来状況等を参考に、渡り鳥の飛来時期以

降に計画的に検査を実施すること。この際、農場に対し、本検査の意義や必要性を丁寧に説明するなど、検査への協力を得ることにより、階層別無作為抽出を徹底し、適切に検査対象農場を選定すること。

家きんの飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

1 目的

家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認・報告するとともに、適切な飼養衛生管理を指導することにより、高病原性鳥インフルエンザ等家きんの伝染性疾病の発生の予防に万全を期する。

2 立入検査の対象農場

100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）の家きんの所有者の農場。また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理上問題点が確認された農場は優先的に立入検査を行うこと。

なお、対象農場以外の農場についても、報告は求めないが、できる限り、立入検査を行うこと。

3 確認の方法

別紙2の飼養衛生管理チェック表を活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するとともに、指導の徹底を図ること。その際、1つの農場を複数名で確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。

飼養衛生管理に関する指導を行った場合には、後日その改善状況を確認すること。

家畜防疫員一人当たりの確認対象農場数が多い地域であって、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び指導を確実に終了すること。

4 報告の方法

立入検査の結果については、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書を作成し、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者（kokunai_boeki@maff.go.jp）宛てに電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成28年11月30日（水）

6 その他

(1) 上記4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されない

ように配慮した上で、公表する。

- (2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産消費・安全動物衛生課長通知）を踏まえ、各都道府県における手続に従い、指導・助言、勧告、命令を講じること。
- (3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合、その原因を分析をした上で、立入検査の実施を見込めないと判断したときは、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

家さん農場の飼養衛生管理チェック表（平成28年度）

チェック項目	前年度の 評価	今年度の 評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握	/	/
1 自らが飼養する家さんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 <input type="checkbox"/>		
第二 衛生管理区域の設定	/	/
2 (1) 衛生管理区域を設定している。 (2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。		
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	/	/
3 衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。		
4 (1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 入場車両の消毒を常時行っている。 (3) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。（※） (4) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。（※）		
5 (1) 衛生管理区域及び家さん舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 衛生管理区域及び家さん舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。 <input type="checkbox"/>		
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。 <input type="checkbox"/> (2) 家さん舎ごとの専用の靴を設置し、着用している。 <input type="checkbox"/> (3) 更衣前の衣服は、衛生管理区域専用の衣服等で完全に覆われている。（※）		
7 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。 <input type="checkbox"/>		
8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家さん、卵等に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。 <input type="checkbox"/>		
9 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去2月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。 <input type="checkbox"/>		
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止	/	/
10 (1) 給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (2) 給水施設に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (3) 飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
11 飼養する家さんに飲用に適した水を給与している。 <input type="checkbox"/>		
12 (1) 衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。（※） (2) 防鳥ネット等の設置により家さん舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。 <input type="checkbox"/> (3) 定期的に防鳥ネット等の破損箇所を確認し、遅滞なく破損箇所を修繕している。 <input type="checkbox"/> (4) 防鳥ネット等の設置により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている（※）		
13 (1) 家さん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なく修繕している。 <input type="checkbox"/> (2) 家さん舎内のねずみ及び害虫の駆除に必要な措置を講じている。		
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保	/	/
14 家さん舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。 <input type="checkbox"/>		
15 空になった家さん舎又はケージの清掃及び消毒をしている。 <input type="checkbox"/>		
16 家さんを適切な密度で飼養している。		

チェック項目	前年度の 評価	今年度 の評価
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
17 飼養する家きんが特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。		
18 飼養する家きんに異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。 <input type="checkbox"/>		
19 毎日、飼養する家きんの健康観察を行っている。 <input type="checkbox"/>		
20 (1) 導入元の疾病発生状況及び導入家きんの健康状態を確認後、家きんを導入している。		
(2) 導入家きんが伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家きんと直接接触させないようにしている。		
21 出荷又は移動の直前に家きんの健康状態を確認している。 <input type="checkbox"/>		
第七 埋却等の準備		
22 埋却、焼却又は化製処理の準備ができている。		
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管		
23 (1) 衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。(※)		
(2) 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。 <input type="checkbox"/>		
第九 大規模所有者に関する追加措置		
24 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家きんの健康管理について定期的に指導を受けている。		
25 従業員が飼養する家きんが特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。		

注1 □のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定（定期の報告）による報告項目です。□には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況（チェックの有無）を記入して下さい。

注2 評価欄には、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（業務体制上、行う必要がない）のいずれかを記入して下さい。

注3 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1-1の指導には当たりません。

飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書

(都道府県名)

(様式1-1)

(単位:戸)

		対象農場数 (①+②+ ③+④)	立入検査実施済み					立入検査未実施		(*)「改善指導中農場」の改善見込み時期及び「未確認の項目がある農場」「立入していない農場」の調査予定時期	
			全項目確認済み				未確認項目有り	④立入していない農場数(*)			
			①指導が不要であった農場数	②指導を行った農場数			③立入したが未確認の項目がある農場数(*)				
				うち、改善済	うち、改善指導中(*)						
				うち、前年度も改善指導中							
鶏 (採卵用)	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
鶏 (肉用)	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
鶏 (卵用種鶏)	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
鶏 (肉用種鶏)	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
あひる	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
うずら	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
きじ	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
ほろほろ鳥	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
七面鳥	1,000羽以上										
	100～1,000羽未満										
だちよう	10羽以上										
計		0	0	0	0	0	0	0	0		

注1 鶏については、飼養形態(卵用、肉用、卵用種鶏又は肉用種鶏)ごとに分類してください。なお、複数の飼養形態で経営している農場は、主たる飼養形態にカウントしてください。

注2 平成28年4月1日以降、別添チェック表により、その遵守状況を既に確認している場合には、その結果を活用するとして差し支えありません。

指導状況の内容

(都道府県名)

(様式1-2)

項目	鶏(採卵用)				鶏(肉用)				鶏(卵用種鶏)				鶏(肉用種鶏)				あびる							
	1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000					
	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×
1 防疫に関する情報の把握																								
2 (1) 衛生管理区域の設定																								
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化																								
3 人・車両の入場制限																								
4 (1) 車両用消毒薬の常設																								
(2) 車両消毒の実施																								
(3) 排せつ物運搬時の車両消毒(※)																								
(4) 排せつ物運搬時の飛散防止対策(※)																								
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設																								
(2) 立入者の消毒の実施																								
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用																								
(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用																								
(3) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)																								
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限																								
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒																								
9 海外使用物品の持ち込み制限																								
10 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策																								
(2) 給水施設への排泄物混入防止対策																								
(3) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策																								
11 飲用に適した水の給与																								
12 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)																								
(2) 家きん舎への野生動物侵入対策																								
(3) 侵入対策設備の破損箇所の定期的確認及び修繕																								
(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策(※)																								
13 (1) 家きん舎の破損箇所の修繕																								
(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除																								
14 家きん舎・器具の清掃又は消毒																								
15 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒																								
16 適切な密度での飼養																								
17 家畜保健衛生所への連絡体制の確保																								
18 家さんの異状時の獣医師の診療・指導																								
19 毎日の家さんの健康観察																								
20 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認																								
(2) 導入家さんの隔離の実施																								
21 移動前の健康状態の確認																								
22 埋却・焼却・化製処理の準備																								
23 (1) 立入時の記帳等の周知(※)																								
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管																								
24 獣医師による定期指導																								
25 従業員による通報体制の確保																								
対象農場数																								

注1 様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象となった農場数を実数で入力してください(うち、○は改善済、●は指導中)。なお、○の欄には指導が不要だった農場数は含めないようにして下さい。

注2 立入検査を実施したが、確認していない項目は、△にその農場数を入力してください。立入していない農場は、×にその農場数(4)を入力してください。

注3 対象農場数は、各畜種・用途ごとに様式1-1の農場数(①+②+③+④)を入力してください。

注4 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものとなります。なお、この項目の指導は様式1-1の指導及び未確認には当たりません。

指導状況の内容

(都道府県名)

(様式1-2)

(単位:戸)

項目	うずら				きじ				ほろほろ鳥				七面鳥				だちょう			
	1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		1,000 ≤		100 - 1,000		10 ≤			
	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×	○	●	△	×
1 防疫に関する情報の把握																				
2 (1) 衛生管理区域の設定																				
(2) 衛生管理区域の境界の明瞭化																				
3 人・車両の入場制限																				
4 (1) 車両用消毒薬の常設																				
(2) 車両消毒の実施																				
(3) 排せつ物運搬時の車両消毒(※)																				
(4) 排せつ物運搬時の飛散防止対策(※)																				
5 (1) 立入者用の消毒薬の常設																				
(2) 立入者の消毒の実施																				
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服・靴の着用																				
(2) 家きん舎ごとの専用の靴の着用																				
(3) 適切な方法による衣服・靴の着用(※)																				
7 立入者の渡航歴等の確認及び入場制限																				
8 他の畜産施設等での使用物品の洗浄・消毒																				
9 海外使用物品の持ち込み制限																				
10 (1) 給餌施設への排泄物混入防止対策																				
(2) 給水施設への排泄物混入防止対策																				
(3) 飼料保管場所への排泄物混入防止対策																				
11 飲用に適した水の給与																				
12 (1) 衛生管理区域への野生動物侵入対策(※)																				
(2) 家きん舎への野生動物侵入対策																				
(3) 侵入対策設備の破損箇所の定期的確認及び修繕																				
(4) 排せつ物処理施設への野生動物侵入対策(※)																				
13 (1) 家きん舎の破損箇所の修繕																				
(2) 家きん舎のねずみ・害虫の駆除																				
14 家きん舎・器具の清掃又は消毒																				
15 空の家きん舎・ケージの清掃及び消毒																				
16 適切な密度での飼養																				
17 家畜保健衛生所への連絡体制の確保																				
18 家きんの異状時の獣医師の診療・指導																				
19 毎日の家きんの健康観察																				
20 (1) 導入元の疾病発生状況等の確認																				
(2) 導入家きんの隔離の実施																				
21 移動前の健康状態の確認																				
22 埋却・焼却・化製処理の準備																				
23 (1) 立入時の記帳等の周知(※)																				
(2) 立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管																				
24 獣医師による定期指導																				
25 従業員による通報体制の確保																				
対象農場数																				

注1 様式1-1の指導について、指導内容の項目ごとに指導対象となった農場数を実数で入力してください(うち、○は改善済、●は指導中)。なお、○の欄には指導が不要だった農場数は含めないようにして下さい。

注2 立入検査を実施したが、確認していない項目は、△にその農場数を入力してください。立入していない農場は、×にその農場数(④)を入力してください。

注3 対象農場数は、各畜種・用途ごとに様式1-1の農場数(①+②+③+④)を入力してください。

注4 ※の項目は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものとなります。なお、この項目の指導は様式1-1の指導及び未確認には当たりません。

環自野発第 1609234 号

平成 28 年 9 月 23 日

農林水産省 消費・安全局長 殿

環境省自然環境局長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、当省では、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、死亡野鳥やガンカモ類の糞便を検体として高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況を検査することとしています。

今般、別添のとおり、各都道府県宛に通知しましたので、貴職におかれましても御了知の上、円滑な野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施につき協力及び関係機関への周知をよろしくお願いいたします。



環自野発第 1609234 号

平成 28 年 9 月 23 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局
野生生物課長
(公印省略)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について

自然環境行政の推進につきましては、平素より協力を頂き感謝いたします。

さて、本年度につきましても、本格的に渡り鳥の飛来が始まる 10 月より、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を進めることとしています。

つきましては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(以下「対応技術マニュアル」という。)を踏まえ、以下の事項についての取組を実施願います。

また、別添のとおり農林水産省消費・安全局長から円滑な防疫対策の実施について協力依頼がありますので、了知の上、適切に対応して頂きますよう、よろしく願います。

記

1. 野鳥におけるサーベイランスの実施について

対応技術マニュアルに基づき、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査を適切に実施すること。

2. 高病原性鳥インフルエンザ発生への備えについて

鳥インフルエンザ発生時には迅速な情報の伝達等が不可欠であることから、緊急時の連絡体制等について整備するとともに、発生時に備えた資機材の配備等について対応技術マニュアルに基づき再度確認すること。

3. 関係機関及び関係部局との連携について

対応技術マニュアルに基づく野鳥のサーベイランスは、関係機関の相互の役割分担のもと実施することから、地方環境事務所等と連携する他、各都道府県におかれても、家畜衛生担当部局や公衆衛生部局等関係部局との連携を密にし、実態を踏まえ適正な体制を構築すること。

4. 感染予防対策について

中国においては、鳥インフルエンザ A (H7N9) の人への感染がいまだに確認されている。当該ウイルスは野鳥から人へ感染した事例ではなく、また日本での発生は認められていないが、鳥インフルエンザウイルスは、濃厚な接触による人への感染事例も報告されていることから、調査の実施にあたっては、調査の準備と方法、消毒方法、野鳥との接し方等について、改めて対応技術マニュアル、通知類等の情報を関係者で共有し、人への感染、ウイルスの拡散等の防止について、適切な対応が図られるよう留意すること。